平成２７年（フ）第２６５号
東京都墨田区墨田３丁目43―19―101
債務者　土田　　功
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６６号
神奈川県横浜市栄区桂町181―31―303
債務者　亀野　泰幸
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９号
埼玉県新座市野火止６丁目８―15―305
債務者　五十嵐喜六
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０号
東京都福生市大字福生1147―４―101
債務者　中村　美和
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７９号
東京都杉並区本天沼２丁目15―５　半田方６
債務者　品川　珠穂
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８０号
東京都江東区北砂５丁目20―８―607
債務者　池上　定子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１号
東京都台東区谷中２丁目７―６―202
債務者　福本　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０６号
東京都世田谷区羽根木１丁目９―14―311
債務者　藤崎　孝弘
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０７号
東京都大田区下丸子１丁目17―22―304
債務者　桑島　幹男
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０８号
東京都大田区北糀谷１丁目11―17―206
債務者　矢部　羨子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８７号
横浜市港南区港南３丁目４番19―203号
債務者　佐藤　人史
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
横浜市神奈川区三枚町257番地５　ピュアハイツ257―202号
債務者　高橋　真輪
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５８号
東京都八王子市元八王子町２丁目1111番地７
債務者　戸田健太郎
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５９号
東京都八王子市元八王子町２丁目1111番地７
債務者　戸田亜希子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２１号
釧路市美原２丁目６番4509号　Ｍ―３
債務者　佐藤るみ子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４７７号
静岡県浜松市南区本郷町1360番地の５　アーバンリバーサイド303号
債務者　中山　広美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係